

新規会員様 募集中 & パートナー企業様へ 会員ご紹介のお願い

太陽光発電設備を導入されている企業様へ

自家消費型太陽光発電によるCO2削減量を、
J-クレジットとして新たな価値にできる可能性があります。
脱炭素推進協会が、申請・認証・売却までをサポートします。
「自社も対象になる？」という段階でも、お気軽にご相談ください。

太陽光関連事業者様へ

EPC事業者様、PPA事業者様、リース会社様、金融機関様へ

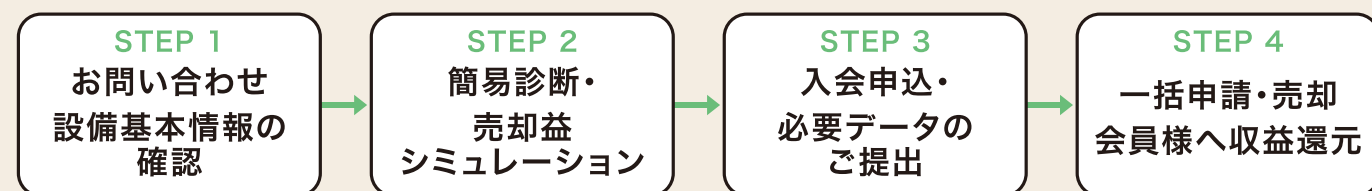
貴社のお客様に
脱炭素推進協会をご紹介いただくことで、
「電気代削減+クレジットによる継続収益」という
提案の差別化が可能になります。



会員ご紹介の協力メリット (紹介料のお支払い)

新規会員の入会にご協力いただいたご紹介者様には、
「紹介料」としてクレジット売却益の一部をお支払いいたします。
すでに太陽光発電を導入済みのお客様のご紹介も対象です。

お申し込み・ご相談の流れ



【お申し込み・お問い合わせ先】



脱炭素推進協会

(運営事務局／株式会社長谷川電気工業所)

〒950-0915 新潟市中央区鋸西2丁目1番1号 株式会社長谷川電気工業所内

電話 025-243-9561

FAX 025-243-9563

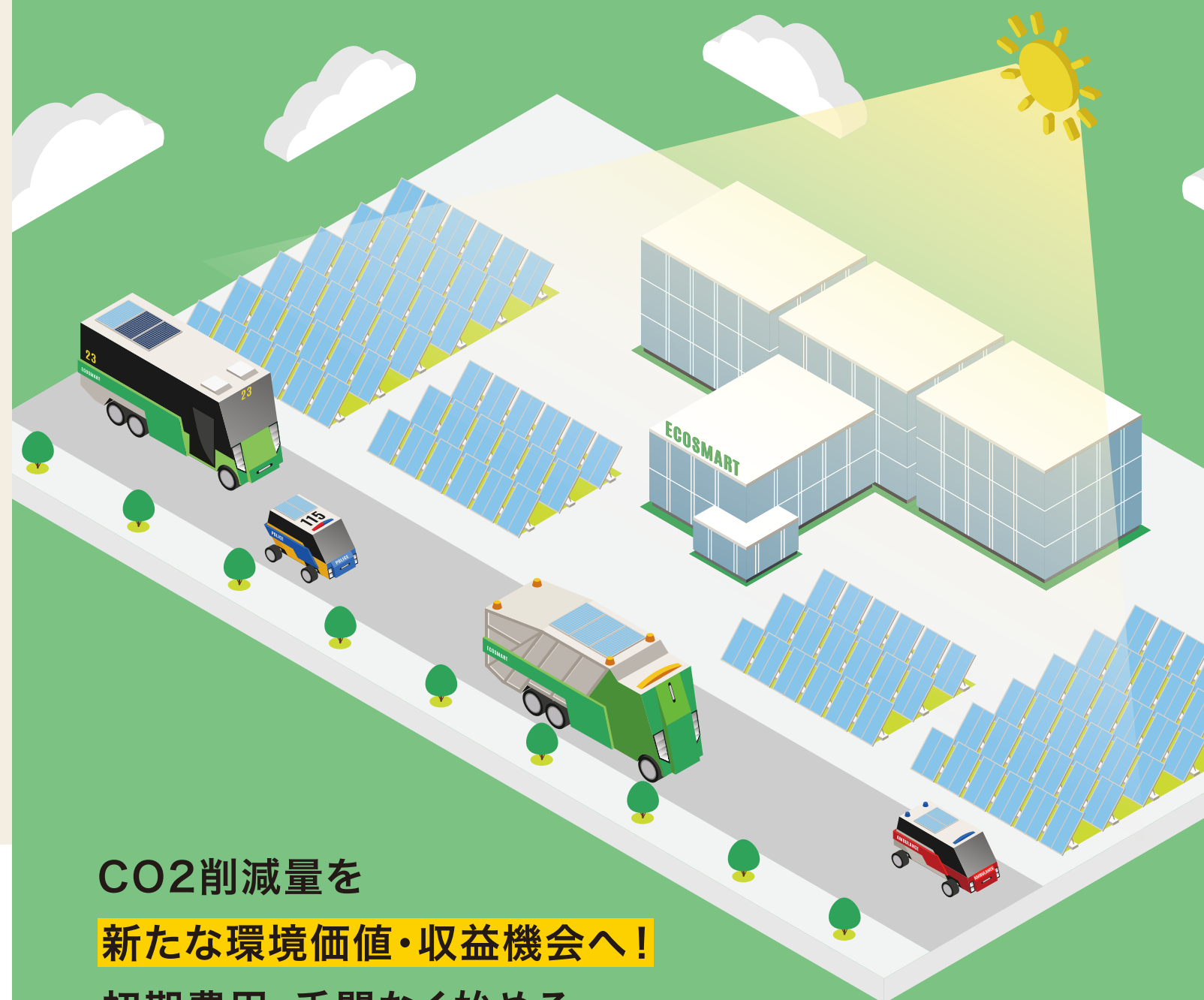
HP <https://datsutanso-kyokai.com/>

メール info@datsutanso-kyokai.com

h-hasegawa@hei.co.jp 【担当】長谷川



太陽光発電を 「電気代削減」だけで 終わらせていませんか？



CO2削減量を

新たな環境価値・収益機会へ！

初期費用・手間なく始める

「J-クレジット」活用



脱炭素推進協会

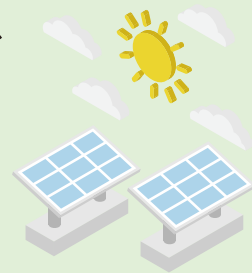
(運営／株式会社長谷川電気工業所)

J-クレジットとは？

「CO2削減という“環境価値”を国が認め、企業間で売買できるようにした公的制度」です。

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によって削減されたCO2排出量を、日本国政府が「クレジット（証明書）」として認証します。

脱炭素目標の達成（温対法報告、CDP、SBT、RE100等）を目指す大企業などが、自社の排出量を相殺（カーボン・オフセット）するためにこのクレジットを購入しています。

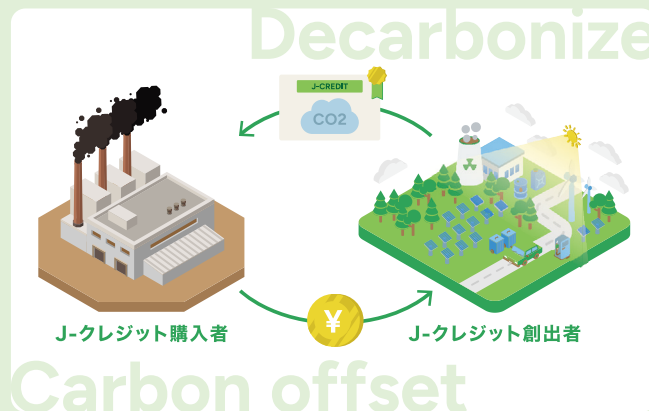


代表的なJ-クレジットの3つの区分

クレジットの種類	対象となる取り組み内容	位置づけ
省エネクレジット	高効率ボイラーの更新、空調設備・LED照明の導入など	使用エネルギー効率化
再エネクレジット	自家消費型太陽光発電設備、水力・風力発電の導入など	当協会が取り扱う対象！
森林クレジット	計画的な間伐や植林活動によるCO2吸収量の維持・拡大	森林保全・吸収源対策

太陽光発電でJ-クレジットができる仕組み

発電したクリーンな電気を
自社の事業所や工場で使う（自家消費する）と、
その分だけ電力会社から購入する
化石燃料由来の電力量が減ります。
この「本来排出されるはずだったCO2の削減分」を
国に申請を行うことで、
価値ある再エネクレジットへと変換されます。



なぜ、中小企業が単独でクレジットを作るのは難しいのか？

「それなら自社で申請してみよう」と思っても、自社単独での手続きには非常に高い壁が存在します。

- ① 手続きが極めて複雑で長期化
- ② 高額な審査・申請コスト
- ③ 小規模では採算が合わない

脱炭素推進協会の役割 & 解決策

中小企業のCO2削減量をまとめて一括申請（プログラム型申請）

脱炭素推進協会は、太陽光発電で
自家消費する中小企業を取りまとめて
会員ネットワークを形成しています。

各社の削減量を集約することで審査・創出経費を圧縮し、
スケールメリットを生かして市場への売却益を
会員様へ確実に還元いたします。



会員様の4大メリット

① 入会費・年会費が完全無料

クレジット売却益の一部を事務手数料として頂戴します。その他の費用は発生しません。

② 面倒な申請・売却はすべて代行

会員様に行っていただくのは、設備概要やモニタリングデータの初回共有のみ。以後の申請から売却まで協会がワンストップで代行します。

③ 原則8年間の継続的な収益還元

定期的な売却益の還元により、設備のメンテナンス費や将来の省エネ投資に充当いただけます。

④ いつでも退会可能・違約金ゼロ

協会の退会は随時可能であり、違約金やペナルティ等は一切ございません。安心してご参加いただけます。

J-クレジット対象設備の適合チェック

- 自家消費型の太陽光発電設備であること
- 系統連系（発電開始）から2年以内であること
- 設備容量（PCS容量）が30kW以上であること
- 遠隔監視装置等により、自家消費電力量のモニタリングデータ取得、共有が可能であること
- 環境省の補助金を利用していないこと
（補助金等を活用している場合は、J-クレジット制度との併用可否を確認します）
- カーボンニュートラル行動計画（経団連等）に参加していないこと

対象になるか分からない場合も、まずはお気軽にご相談ください。

